マイナンバーカードの保険証利用についての留意点のおしらせ

2024 年秋にマイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が予定されており、また、本年 4 月以降は、医療機関、薬局でマイナンバーカードによる受診が可能となっていますが、利用には下記の条件が整っている必要があります。

① 事業主から健保へ加入者の個人番号(マイナンバー)、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所を届け出ていること
② 本人がマイナポータルでの保険証利用の申し込みを行っていること
③ マイナンバーに登録されている本人情報と上記の届出情報が一致していること
④ 利用する医療機関、薬局がカードリーダーを設置していること

当健保では①に沿って届出いただいたマイナンバーを含む情報を登録しておりますが、上記を満たしているにも関わらず医療機関などの窓口にてマイナンバーカードが健康保険証として使えない事象として以下のようなことが挙げられています。

a. タイムリーな届出が為されていないことにより、資格確認ができない
b. 保険者が資格情報をタイムリーに登録しないことにより、資格確認ができない
c. 窓口におけるカードリーダーや資格確認端末の故障
d. カード券面の汚損、IC チップの破損、カード搭載の電子証明書の有効期限切れ

この現況下、当面の間は受診の際にマインバーカードと健康保険証もお持ちになること、もしくはスマートフォンでマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険資格情報の画面を提示できるようにしておくことが上記事象の対策として有効です。

マイナンバーカードの保険証利用により、以下のようなメリットがありますので、ご理解の上、ご利用を検討いただきますようお願いいたします。

〇よりよい医療が受けられる
・特定健診や診療の情報を正確に医師と共有できるようになり、より適切な医療を受けられる（本人が同意した場合）
・薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクが減少する（本人が同意した場合）
・旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携される

〇各種手続きが便利・簡単になる
・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できる
・就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になる（新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要）
・マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単になる

以上